

令和7年度市民活動応援制度 登録を希望する市民活動団体の募集

問合せ まちづくり協働課市民協働グループ(☎84-5008)

制度に登録することで、地域まちづくり協議会や市民の皆さんから受け取った応援券により市から「応援交付金」が交付され、活動資金としてご活用いただけます。

応募要件 市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体で、次の要件をすべて満たす市民活動団体

- 市内に事務所(代表者の自宅でも可)を有し、市内で活動していること

○市内に住所を有する者3人以上で構成していること

○規約または会則等を有していること

○令和7年4月1日時点で、2年以上継続的に活動を行った実績を有し、今後も市内で活動を行う予定があること

○市民を主たる対象とする活動を行っていること(特別の理由がない限り、市内全域で事業またはサービスの提供ができる団体であること)
- 専ら団体の構成員のみを対象としない活動をしていること(自分たちだけの活動ではなく、事業またはサービスの提供ができる団体であること)

○公序良俗に反する活動をしていないこと

○法令に違反する活動をしていないこと

○宗教活動または政治活動をしていないこと

○応援交付金の交付を受けようとする年度(令和8年度)に市の補助金等や亀山市社会福祉協議会の助成金等の交付を受けていないこと、または受ける予定がないこと

申請期間 10月1日(火)～31日(木)

- ※申請の受付後、審査検証委員会の審査を経て登録を決定します。
- ※申請方法など詳しくは、まちづくり協働課市民協働グループへお問い合わせください。

令和7年度コミュニティ助成事業(宝くじ助成)の募集について

問合せ まちづくり協働課地域まちづくりグループ(☎84-5007)

コミュニティ助成事業とは、(一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して助成を行うものです(この助成制度は市が実施するものではありません)。※令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施し、完了する次の事業を助成します。

助成事業		対象
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品を除く)の整備に関する事業	市が認めるコミュニティ組織(自治会を含む)
コミュニティセンター助成事業	集会施設の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業	市が認めるコミュニティ組織(自治会を含む)
地域防災組織育成助成事業	地域の防災活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品を除く)の整備に関する事業	市が認める自主防災組織
青少年健全育成助成事業	スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベントに関する事業など、主に親子で参加するソフト事業	市が認めるコミュニティ組織(自治会を含む)
地域づくり助成事業	地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業	実行委員会等
地域国際化推進助成事業	地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業	市が認めるコミュニティ国際交流組織

助成条件:次のすべてを満たしていること

- ▷宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できる事業
- ▷国の補助金を受けていない事業
- ▷原則として、短期間に消費もしくは破損するような施設または設備などの整備でない事業

申請書等提出期限 9月30日(月)

(まちづくり協働課地域まちづくりグループ必着)
※申請方法など詳しくは、(一財)自治総合センターホームページ(URL <https://www.jichi-sogo.jp/>)をご覧ください
ただくか、まちづくり協働課地域まちづくりグループへお問い合わせください。